

内閣参質一九四第二四号

平成二十九年十月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出安倍総理の「選挙が最大の論戦の場」発言が議院内閣制の否定であることに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(

)

参議院議員小西洋之君提出安倍総理の「選挙が最大の論戦の場」発言が議院内閣制の否定であること
に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えております。今般の衆議院の解散は、憲法に反するものではないと考えておる。

三について

政府としては、学校法人森友学園への国有地売却及び学校法人加計学園による獣医学部の新設について、閉会中審査を含め国会の審議においてできる限り丁寧に説明する努力を積み重ねてきている。

○

○